

「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書

「駐留軍関係離職者等臨時措置法」は2023年5月16日で有効期限を迎える。駐留軍雇用は米国の軍事政策や国際情勢等に影響を受ける特殊な職場環境下であり、本質的には不安定な状況に置かれている。

平成18年5月の日米安全保障協議委員会において「在沖海兵隊のグアム移転及び嘉手納以南の基地返還と北部基地への統合」などを含む在日米軍再編に関する合意をしており、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」も発表されている。

沖縄県駐留軍従業員数は8,866人（令和3年3月）が勤務しており、状況によっては駐留軍等労働者としての雇用継続が困難となる事態も懸念され、これまで以上に「駐留軍関係離職者等臨時措置法」に基づく雇用対策が不可欠である。

昨今の全国的な雇用情勢は、完全失業率2%台で推移しているが、県内の失業率は全国の約1.3倍で推移している。また駐留軍等労働者は中途採用者が多いことから平均年齢も高い状況にある。こうした状況の中、万が一、大規模な人員整理等が発生すれば、駐留軍関係離職者の再就職・自活の道は容易ではなく、地域的な雇用情勢は深刻な状態に陥ることが懸念される。

よって、うるま市議会は有効期限をむかえる「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の再延長を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和4年9月14日

沖縄県うるま市議会

あて先

内閣総理大臣 内閣官房長官 防衛大臣 厚生労働大臣